

県内事業者に対する物価高騰、円安等に伴う主な支援施策

令和6年12月18日時点

最新情報につきましては、必ずリンク先のホームページや窓口で御確認をお願いします。※黄色セル:今回の更新箇所

目的		事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
事業を 守る	補助金の支給	物価高騰や物流の2024年問題といった課題に直面する県内中小トラック運送事業者に対して、生産性向上や人材確保に向けた取組を支援。 また、エネルギー価格に左右されにくい事業構造への転換を図るため、環境負荷の軽減に資する環境対応車の導入を支援。 物流生産性向上等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■テールゲートリフターの導入 支援金額：導入経費(取付工賃含む)の2/3 上限額：200万円/台 上限台数：10台/事業者 ■テールゲートリフター操作者に対する特別教育 支援金額：受講料及び教材費の2/3 上限額：1千円~2万円 ■人材確保に向けた環境整備 支援金額：女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備等の整備に係る経費の2/3 上限額：200万円/事業者 ■電気トラック、天然ガストラック、ハイブリッドトラック 支援金額：環境対応車と普通車両の基準価格差の10/10 上限額：73万円~1,250万円 上限台数：各10台/事業者 ■電気自動車用充電設備等 支援金額：導入費用(工事費用含む)の3/4 上限額：135万円~450万円 上限台数：10台/事業者 	県	物流生産性向上等支援事業支援センター TEL:082-232-2785
	資金調達	売上減で資金繰りが厳しい 日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・融資期間 最長20年 ・最長5年間元本据置 ・担保不要 ・融資上限 ◆国民事業 8千万円 ◆中小事業 6億円 	国	【日本政策金融公庫】 (国民生活事業) 広島支店 0570-077861 呉支店 0570-080581 尾道支店 0570-079509 福山支店 0570-079765 (中小企業事業) 広島支店 082-247-9151
	下請取引	下請取引に関する苦情又は紛争について相談したい 下請かけこみ寺	(相談対応) ・取引に関するさまざまな相談に、中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士が無料でアドバイスを行う。 (迅速な紛争解決) ・中小企業が抱える取引に関する紛争を解決するため、登録弁護士等が裁判外紛争解決手続(ADR)を行う。	国	(公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 0120-418-618
	取引先との関係構築	大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言した企業は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに自社の宣言内容や取組等を紹介する。 パートナーシップ構築宣言	<ul style="list-style-type: none"> ○宣言した企業の宣言内容や取組等を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトへの掲載 ①「ロゴマーク」の使用 ② 国や県の各種補助金の加算対象(対象補助金は今後追加予定。随時変更があるのでポータルサイトにてご確認ください。) 【事業再構築補助金】 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等を支援 【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中小企業等の設備投資等を支援 ※19次公募についての詳細は未定 	国	○「宣言」の内容について 内閣府政策統括官付参事官(産業・雇用担当)付 03-6257-1540 又は 中小企業庁企画課 03-3501-1765 ○「宣言」の提出・掲載について (公財)全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688
相談窓口	昨今のウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業等に対し、資金繰り支援相談等を実施する。 ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口	【県内の下記機関に特別相談窓口を設置】 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構中国本部、中国地方経済産業局	国	各機関にご連絡ください。	

目的	事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
雇用上げの促進	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成	<p>キャリアアップ助成金</p> <p>・正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成(支援対象期間:12カ月) ① 有期 → 正規:1人当たり 基本助成額 80万円 (大企業 60万円) ② 無期 → 正規:1人当たり 基本助成額 40万円 (大企業 30万円)</p> <p>・障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に 対して助成 【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】 ① 有期→正規:1人当たり 基本助成額120万円(大企業 90万円) ② 有期→無期:1人あたり 基本助成額60万円(大企業 45万円) ③ 無期→正規:1人あたり 基本助成額60万円(大企業 45万円) 【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病 患者、高次脳機能障害と診断された者の場合】 ① 有期→正規:1人当たり 基本助成額90万円(大企業 67.5万円) ② 有期→無期:1人あたり 基本助成額45万円(大企業 33万円) ③ 無期→正規:1人あたり 基本助成額45万円(大企業 33万円)</p> <p>・賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を 引き上げた場合に助成 ① 3%以上5%未満:1人当たり 基本助成額 50,000円 (大企業 33,000円) ② 5%以上:1人当たり 基本助成額 65,000円 (大企業 43,000円)</p> <p>・賃金規定等共通化コース ○有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者との共通の職務等に応じ た賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成 1事業所当たり 基本助成額 60万円 (大企業 45万円) <1事業所当たり1回のみ></p> <p>・賞与・退職金制度導入コース ○有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給また は積立を実施した場合に助成 1事業所当たり 基本助成額 40万円 (大企業 30万円) <1事業所当たり1回のみ> ●同時に導入した場合に加算 1事業所当たり 基本助成額 16万8,000円 (大企業 12万6,000円)</p> <p>・社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上 げ又は労働時間の延長を実施した場合に助成 ① 手当等支給メニュー 1人当たり 基本助成額 50万円(※1) (大企業 37.5万円) ② 労働時間延長メニュー 1人当たり 基本助成額 30万円 (大企業 22.5万円) ③ 併用メニュー 1人当たり 基本助成額 50万円(※2) (大企業 37.5万円) ※1: 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2: 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2 年間の合計額</p>	国	広島労働局 (082-502-7832) 各ハローワーク コールセンター (0120-60-3999)
	中小企業者等が、一定の要件を 満たした上で、前年度より給与等 を増加させた場合に、その増加 額の一部を法人税(個人事業主 は所得税)から税額控除できる 制度	<p>中小企業向け賃上げ促進税制</p> <p>適用期間:R6.4.1～R9.3.31までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主については、R7年及びR9年の各年)</p> <p>○必須要件(雇用者給与等支給額が前年度と比べて①1.5%以上又は② 2.5%以上増加) ⇒ 控除率は①15%又は②30%</p> <p>○上乗せ要件①(教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加) ⇒ 控除率は+10%</p> <p>○上乗せ要件②(くろみん以上又はえるぼし二段階目以上) ⇒ 控除率 は+5%</p> <p>※中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年 間の繰越しが可能</p>	国	中小企業税制サポートセンター (03-6281-9821)
	中小企業・小規模事業者の生産 性向上を支援し、事業場内で最 も低い賃金(事業場内最低賃金) の引き上げを図る	<p>業務改善助成金</p> <p>生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人 材育成・教育訓練)を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き 上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成</p> <p>※物価高騰の影響を受けた以下の事業者等(特例事業者)には、助成上 限額の拡大や助成対象経費の拡大の措置がある。 ・原材料費の高騰など社会的・経済的慣行の変化等の外的要因により、 申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が、前年同期に比べ、3%ポ イント以上低下している事業者</p>	国	業務改善助成金コールセンター (0120-366-440) 広島労働局 雇用環境・均等室 (082-221-9247)